（警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部改正）

第二条　警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門委員に関する庶務） **第２条**　専門委員に関する庶務は、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課において処理する。	（専門委員に関する庶務） **第２条**　専門委員に関する庶務は、警察庁長官官房教養厚生課において処理する。

様式第７号（第20条関係）

（表　面）

犯罪被害者等給付金
仮　給　付　金　支払請求書

年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名

住　所

下記により犯罪被害者等給付金／仮給付金の支払を請求します。

請求金額　円也

①犯罪被害者等給付金	裁定番号	第　号
	裁定年月日	年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
	種類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
②仮給付金	決定番号	第　号
	決定年月日	年　月　日
	決定公安委員会名	公安委員会
③払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	ア　口座振込	銀行／金庫　本店／支店 預金の種類（　） 口座番号　第　号
	イ　送金支払	銀行／金庫　本店／支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。

2　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

3　②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。

4　③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

5　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号１００－８９７４

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

6　この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。

改正後

様式第７号（第20条関係）

（表　面）

犯罪被害者等給付金
仮　給　付　金　支払請求書

年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名

住　所

下記により犯罪被害者等給付金／仮給付金の支払を請求します。

請求金額　円也

①犯罪被害者等給付金	裁定番号	第　号
	裁定年月日	年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
	種類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
②仮給付金	決定番号	第　号
	決定年月日	年　月　日
	決定公安委員会名	公安委員会
③払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	ア　口座振込	銀行／金庫　本店／支店 預金の種類（　） 口座番号　第　号
	イ　送金支払	銀行／金庫　本店／支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。

2　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

3　②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。

4　③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

5　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号１００－８９７４

警察庁長官官房教養厚生課長

6　この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。

改正前